

平成 2 7 年 2 月 1 2 日
2 1 0 会 議 室

平成 2 7 年第 3 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成27年第3回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成27年2月12日(木)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 3時53分
休憩① 午後 3時15分～午後 3時17分

- 2 場 所 210会議室

- 3 出席委員 福 田 一 平 田 中 健 一
平 山 いづみ 伊 藤 憲 春
小 町 邦 彦
署名委員 伊 藤 憲 春

- 4 説明のため出席した者の職氏名
教育長 小町 邦彦 教育部長 新土 克也
教育総務課長 栗原 寛 学務課長 大石 明生
指導課長 泉澤 太 学校給食課長 亀井寿美子
生涯学習推進センター長 浅見 孝男 図書館長 小宮山克仁

- 5 会議に出席した事務局の職員
教育総務課庶務係 高木 健一 安藤 悦宏

案 件

1 議案

- (1) 議案第1号 平成27年度立川市立小中学校校長候補者の内申について
- (2) 議案第2号 平成27年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について

2 協議

- (1) 立川市第2次図書館基本計画の検討状況について
- (2) 立川市第3次子ども読書活動推進計画の検討状況について
- (3) 他市図書館との相互連携の拡大について
- (4) 小・中学校の卒業式、入学式の告辞（案）について

3 報告

- (1) 教育委員会制度の改革について

4 その他

平成27年第3回立川市教育委員会定例会議事日程

平成27年2月12日
210 会議室

1 議案

- (1) 議案第1号 平成27年度立川市立小中学校校長候補者の内申について
- (2) 議案第2号 平成27年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について

2 報告

- (1) 立川市第2次図書館基本計画の検討状況について
- (2) 立川市第3次子ども読書活動推進計画の検討状況について
- (3) 他市図書館との相互連携の拡大について
- (4) 小・中学校の卒業式、入学式の告辞（案）について

3 報告

- (1) 教育委員会制度の改革について

4 その他

◎開会の辞

○福田委員長 ただいまから、平成27年第3回立川市教育委員会定例会を開会いたします。

はじめに、署名委員の指名を行います。署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい。

○福田委員長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案2件、協議4件、報告1件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、議事進行についてお諮りします。1議案(1)議案第1号、平成27年度立川市立小中学校校長候補者の内申について及び議案(2)議案第2号、平成27年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について、は人事案件の議案でございますので非公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。ご承認をいただきましたので、1議案(1)議案第1号、平成27年度立川市立小中学校校長候補者の内申について及び議案(2)議案第2号、平成27年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について、は非公開として取り扱います。

なお、議事進行の確認でございますが、2協議(1)立川市第2次図書館基本計画の検討状況について、から議事に入り、(2)(3)(4)と協議し、3報告、4その他と進めてまいります。4その他を終えた時点で暫時休憩とし、休憩後、1議案(1)(2)を非公開として審議いたします。

次に、出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 本日の立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。

◎協 議

(1)立川市第2次図書館基本計画の検討状況について

○福田委員長 それでは、2協議に入ります。

協議(1)、立川市第2次図書館基本計画の検討状況について、を協議します。

お手元の資料、立川市第2次図書館基本計画の検討状況等について及び冊子にまとめられた立川市第2次図書館基本計画(案)をご参照願います。

小宮山図書館長、ご説明等お願いいたします。

○小宮山図書館長 それでは、お手元の資料をご覧ください。まず鑑の検討状況等についてでございます。これまでの検討状況について、ご説明申し上げます。

1策定委員会等の開催状況でございます。策定委員会に関しましては、基本計画の庁内の策定委員会と常設の立川市図書館協議会、こちらの2つの会議で議論を重ねてまいりました。

(1)の策定委員会ですが、作業部会を2回、策定委員会を1回開催いたしました。(2)の立川市図書館協議会ですが、第19期といたしまして計3回協議をさせていただいております。

2 策定委員会等の検討結果でございますが、別紙の立川市第2次図書館基本計画(案)をご参照ください。こちらに基づきまして簡単に説明をさせていただきます。

1 ページ目から2 ページ目にかけて、「総論」ということで今後の立川市の目指すべき図書館像を示しております。人と情報が交差する図書館を目指すということで、市民に一番身近な施設、誰もが利用しやすい施設、「知」の集積拠点、誰もが行きたくなる図書館、「人の力」でつなぐ図書館、ということ 키워ワードに目指すべき図書館像を示しております。

3 ページ目です。「計画策定の背景」になります。本市の図書館基本計画、昭和52年に制定されました図書館行政基本計画から現在に至るまでの計画の推移につきましてお示したところでございます。4 ページ目ですが、本市長期総合計画及び基本計画ということで、本計画につきましては、立川市の第4次長期総合計画に基づき策定しているということでお示ししてございます。その下の総合計画のこれまでの展開の図でございますが、先だって市長部局と協議いたしました結果、個別計画それぞれの全体の整合性を図るということで各個別計画には今までの総合計画の展開については出さなくてよいという見解が示されましたので、それに基づいてこちらの部分は後ほど削除したいと思っております。

5 ページ目です。「国等の動向と本計画の方向性」についてお示ししております。平成22年の国民読書年から始まりまして、平成23年の図書館法及び同施行規則の改正、それから平成23年の東日本大震災の際の全国の図書館からの被災図書館への支援等々、全国的な動きについて社会動向含めてお示ししております。その下の2番、本計画の方向性でございます。これからの図書館として地域住民の読書の支援をするだけでなく、多様な情報を提供することで地域社会の課題を解決して、地域振興に役立つような機能、他市との相互連携を含めまして、この図書館のサービスが新たな市民交流の契機となるような仕組みをこれから構築していくという方向性を示しております。

6 ページ目、7 ページ目につきましては、平成25年に来館者に実施いたしました利用者アンケート調査、この調査の詳細につきましては巻末に資料として添付しておりますが、幾つかの項目をピックアップして載せております。1 つ目は利用状況ということで、地区図書館については、本の閲覧というのが8割、9割方目的として占めている状況に対しまして、中央図書館につきましては、市外の利用者も非常に多く、図書の閲覧だけではなく、レファレンスとか資料を調べたり学習したりといった機能も地区図書館に比べて非常に大きいというところが示されております。それから、今後充実してほしいサービスといたしまして、インターネットの利用ですとか、学習スペースというのがかなり伸びてきているという状況を示しております。

8 ページ目、9 ページ目です。この前の計画、「第1次計画の取組状況と課題」ということで、それぞれ現在の第1次計画につきましては大きな4つの施策の柱がございまして、4つの施策の柱ごとに取組状況と課題について整理しております。1 つ目の「新たな収集方針

の策定と計画的な蔵書構成」でございますが、取組状況といたしましては、資料収集基本方針の改定、新しい保存書架の新設等がございます。今後の課題といたしましては、定期的な収集方針の改定、保存スペースの有効活用などが挙げられております。

2 つ目の柱の「他の機関との連携・協力の推進」でございますが、取組状況といたしましては、小学校への定期配送便の拡充、小・中学校との図書担当連絡会の開催等が挙げられます。今後の課題といたしましては、さらに一層各関係機関との連携を強化する必要があるという点が挙げられております。

3 つ目の柱の「図書館サービスの拡充」でございますが、取組状況といたしましては、駅前や子ども未来センターへのブックポストの新設、指定管理者制度の拡大に伴います地区図書館の開館日・開館時間の拡大等が挙げられます。今後の課題といたしましては、利用者のニーズの把握ですとか、指定管理者制度が導入になりました地区図書館全館の安定的な運営が挙げられています。

柱の4本目でございます。「利用拡大に向けた効果的な運営」ということで、こちらの取組状況といたしましては、平成25年にICタグを活用したセルフ貸出機・返却機を導入した点、ホームページをリニューアルしたり、図書館専用のツイッターを開設したりということで積極的な情報発信に努めているところでございます。今後の課題といたしましては、無線LANの導入など図書館の館内のウェブ環境の整備、それから、最近台頭しておりますデジタル情報、電子書籍を含めましたこういったものへの対応ということが課題として挙げられております。

10 ページ目からは現在の「図書館の概要」をお示ししております。10 ページ目が施設の概要、11 ページ目が各館案内図と開館時間・休館日、12、13 ページ目が現在の図書館サービスの概要について写真をまじえてお示ししております。

14、15 ページ目は「本市図書館の沿革」ということで、昭和22年から現在に至るまでの主な図書館に係る動向について一表にしてお示ししております。

16 ページ目からこの第2次図書館基本計画について、「計画の位置づけと体系」についてご説明しております。第4次長期総合計画の前期基本計画に基づく個別計画として位置づけしております。16 ページ目の真ん中、2番、本計画と子ども読書活動推進計画の位置づけでございます。図書館に関する個別計画としまして、このあとご協議いただきますが、本計画とともに立川市子ども読書活動推進計画という計画がございます。前の計画まではこの2つの計画は同列、並行的に位置づけしてございましたが、重複する具体的な取組が非常に多く、計画の二重性を避けるために図書館協議会等でも議論をさせていただきました。本計画より、子どもの読書にかかる具体的な取組については、第3次子ども読書活動推進計画において一元的に管理いたしまして、本計画の中では第3次子ども読書活動推進計画全体を包括して管理するという方法をとっていきたいと思います。

3番、計画の期間でございますが、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

17 ページ目、第4次長期総合計画の中での図書館の位置づけにつきまして説明をしております。

ます。施策の目的といたしましては、市民の知的好奇心や学習意欲を満ち、地域を支える図書館づくりを進めます、とございます。施策の基本方針は、情報拠点としての図書館の活用ということを示しております。5番の計画の体系でございますが、現在お示しました第4次長期総合計画の中の施策の基本方針を受けまして、この計画では基本理念を「地域の情報拠点として、暮らしに役立つ身近な図書館。」ということと設定いたしました。今後5年間を見据えた3本の施策の柱を掲げまして、10の基本事業及びその下に25の具体的取組事業を展開してまいります。

18ページ、「計画の基本方針」ということで、今お示いたしました3本の施策の柱ごとに計画の基本的な考え方をお示してございます。まず1本目の、資料収集方針に基づいた計画的な蔵書構成でございます。こちらは前計画で改定いたしました収集基本方針につきまして、時代の変化に対応して定期的に見直しを図ることと、限られた保存スペースを有効活用するように除籍・保存方針についても随時見直しを図ることを謳っております。2番目の柱の図書館サービスの拡充でございますが、こちらはより一層積極的な情報発信というところに重点を置きまして、かつ他市図書館との相互利用の定着、利用拡大あるいは新たな取組といたしましてデジタルアーカイブ、デジタル情報サービスの提供、こういったものについて調査研究を進めることをお示してしております。19ページ目の3つ目の柱、図書館の効果的な運営でございます。地区図書館8館に指定管理者制度が導入されることに伴いまして、一層の中央図書館と地区図書館との連携強化、中央図書館の統括機能の強化、こうしたものの検討を進めることと、図書館のウェブ環境の整備を進めていくといったことを記載しております。

20ページ目からは「計画の取組項目」となっております。先ほど申しました3つの施策の柱のもとに、10の基本的な事業がございまして、その下に25の具体的な取組項目をお示してしております。一つ一つにつきましては説明は省かせていただきますが、20ページ目の表の特に新しい取組あるいは重点的に取り組むことといたしましては、具体的な取組項目として9番、子ども読書活動推進計画の取組の推進ということで、ここの部分についてはそのまま第3次子ども読書活動推進計画を包括して管理するという位置づけになっております。13番、14番のデジタルアーカイブや電子書籍への対応というのは新しい取組になっております。17番、18番の中央図書館のあり方あるいは地区図書館の機能の検討、こういったこともさらに進めてまいります。最後の24、25番、図書館職員の研修の充実や専門性の高い職員の育成ということで、こちらは議会等からも指摘のありました図書館は人の力というのが非常に重要になってくるということで、人材の育成に力を入れていきたいといった項目でございます。

計画書の内容につきましては、雑駁ですが以上になります。

また、お手元の検討状況等という鑑のほうに戻っていただきまして、3今後の計画策定スケジュールでございます。教育委員会での協議の予定でございますが、今のところ計4回予定しております。本日の計画案の協議を含めまして、最終的には5月28日の第10回での決定を目指しているところでございます。市議会での報告の予定ですが、3月議会、6月議会

の報告を予定しております。(3) のパブリックコメントでございますが、このほかの個別計画と同じ予定で4月10日から30日までの21日間におきまして計画(案)の市民意見公募を実施する予定でございます。

図書館基本計画の検討状況についての説明は以上であります。ご協議のほど、よろしくお願いたします。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございました。立川市第2次図書館基本計画の検討状況についての説明を終了します。大変丁寧な、詳細な資料のもとにご説明いただきました。

これから質疑に移りたいと思いますが、この策定委員会等での協議、検討した結果に基づく計画(案)及び今後の計画策定のスケジュールでございますけれども、この件について全体的に質疑及び協議に移りますが、まずご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** ただいま小宮山図書館長から立川市第2次図書館基本計画の検討状況、詳細な説明をありがとうございました。年度別利用等の状況が1・2、さらに多摩地区26市立図書館利用状況も添付しながら、しかも当市の課題を踏まえて、詳細な基本計画(案)、ありがとうございました。

私から2、3お伺いしたいと思いますが、1つは、立川市図書館基本計画策定委員会の方々がこれまで協議されてきたわけですが、非常に丁寧に一つ一つ協議されながら、それをしっかりまとめられていることについてまず敬意を表するとともに、この第1回から第3回まで策定委員会の検討委員会、あわせて立川市図書館協議会での3回にわたっての協議会ですけれども、この策定委員会の第3回、平成27年1月29日に行われています。協議会が2月27日でこの後になるわけですが、この中で今後の課題として挙げられているものは何でしょうかということが1点です。

2点目は、人と情報が交差する図書館を目指してとあります。この中で、市民に一番身近な施設、を含めて、「人の力」でつなぐ図書館と、5点にわたって非常に大事な観点を押さえながらの図書館運営のあり方を示されています。その上で5ページをご覧ください。国及び社会動向等とあります。下から4行目に出ていますけれども、ご承知のように、平成24年12月に図書館法第7条の2に基づいて「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」も改正されたわけです。この中に3点大きな改正点があるわけですが、1つは地域の情報拠点として図書館が明記されるとともに、図書館の基本的運営方針や事業計画の策定・公表、図書館協議会を活用した関係者もう1つは第三者評価等についての努力義務、これが示されています。この中で第三者評価等についての努力義務、これについては当市の図書館としては今後どう考えていらっしゃるのか、もちろん策定委員会の方々の協議が今後待たれるところですが、今後の見通しとして第三者評価についてどう取り組もうとされているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

最後ですが、9ページをご覧ください。今後の課題として、「無線LANの導入など図書館内環境の整備やデジタル情報への対応などのほか、潜在的利用者層のニーズ把握に努めるこ

とで利便性を図り」と記載されているわけですが、この辺りの今後の見直しを含めて、3点申し上げましたがよろしく願いいたします。

○**福田委員長** 図書館長、お願いいたします。

○**小宮山図書館長** 3点のご質問をいただきました。

1点目でございます。今までの検討委員会、策定委員会等を通じましての今後の課題というところでございますが、策定委員会ですとか庁内での課題として今後難しいと考えているところが、デジタル化という昨今の急激な流れの中で、これからの公共図書館が電子書籍を含めて、こういったデジタル情報にどのように対応していくのかといったところが、まだ他の各近隣自治体を含めて対応にあぐねているという状況がございます。そういった意味では、情報収集とともに遅れのない対応をとっていかなければならないということで課題と考えております。

また、図書館協議会からは、3点目のご質問にもあった潜在的な利用者層の拡大といえますか発掘ということが挙げられておまして、これも非常に大きな、また非常に難しい課題であると捉えております。実際には利用したくてもできない、そういった利用者をこれから見つけ出して発掘していかなければならないという点で、難しさとともに非常に重要な部分と受け止めているところでございます。

2点目は、冊子の5ページ目にあります第三者評価についてです。図書館協議会のほうにお願いいたしまして、試行的ではございますが今の第1次計画の中間評価について第三者評価を実施していただきました。かなり緻密な、作業部会も別途設けまして、図書館協議会の下に第三者評価の作業部会というのを設置して実施したところですが、非常に膨大な量がありまして、時間が非常にかかってしまったということと、そこで評価したことをどこのタイミングでどのように反映していくのかというのが大きな課題だと、図書館協議会の中でも話し合いがなされました。そういったことですので、今後この第2次図書館基本計画につきましても、第三者評価を図書館協議会の中で実施していく方向でございますが、この第三者評価の評価内容を、どういったタイミングで、どの段階で反映していくのかといったところはまた図書館協議会としっかり詰めてまいりたいと考えております。

3点目の9ページ目、潜在的利用者層のニーズの把握というところで、この辺りが本当に課題と捉えているところでございます。図書館を使いたくても利用できない、あるいはもしかすると図書館のそういった魅力がうまく伝えられていないといった部分も大きいかと考えております。難しい課題ではございますけれども、やはり積極的な情報発信といったところを心がけていきまして、今まで届かなかったかもしれないそういった潜在的な利用者層に対して、できる限りの情報発信に努めていくといったところを今後重点的に行っていく必要があると考えております。

○**福田委員長** 3点のご回答をいただきましたけれど、田中委員、いかがですか。

○**田中委員** 丁寧なご説明ありがとうございます。図書館長から非常に大事な問題点が幾つか出されたわけですが、1点だけお伺いしたいと思うのは、潜在的な利用者層の把握の

仕方について、要するに図書館を利用したくても利用できない、それについて図書館長から、魅力あるものとして伝えられてきていないというようなことをおっしゃっていましたが、私はそうは捉えていません。なぜならば、9館の地区図書館、1館の中央図書館、そこに足を運べば十分にお分かりになりますし、また市報等でもいろいろな情報を発信していらっしゃいます。

そういう中でなぜ、どうしてそういう潜在的な方々の読書をいかに高めるか、それについてはもう少し現場に足を運びながら、自治会であるとか青少健であるとか、あるいは町会であるとか、そういうところに具体的に足を運びながらリサーチをして把握していくといいのではないかと思います。そうやって現場での知恵をいただかないと、なかなか通常の発信ではかなり難しいのかなと思います。ひとたび地区図書館なり中央図書館に足を運べば、そこには膨大な知識の量があって魅力があるわけですから、それだけ感動するわけです。そういう点で、なぜ、どうしてそこまで来られないのかという状況を、もう少し地域に足を運びながらリサーチして、それを反映して今後の施策に活かしていければと思います。いろいろとご苦勞をおかけしますが、よろしく願いいたします。

○福田委員長 ほか、ございますか。小町教育長。

○小町教育長 本日は第1回目ということで、今後まだ何回か教育委員会のご意見をいただけていると思っています。そんな中で、より地域に根差したという部分に関しまして、田中委員のご指摘にもございますし、潜在的な掘り起しということも含めてこれから必要になってくる部分と思っています。先ほど図書館長と少しお話をしましたけれども、例えば今は学校図書館との連携ということを行いまして、中学校を含めてかなりパイプを太くしています。

子どもたちが本に触れる機会の拡大ということで取り組んでいるところでございますけれども、少し視点を変えてみますと、例えば保育園とか幼稚園とあるわけでございますが、幼児のころから本に親しむという、子どもたちはもちろんですけども、ご家族を含めてアピールするというのもそういった施設の活用もありますし、また少し発想を変えると、例えば公共施設だけではなくて、民間の商店街等の様々な店舗がございまして、そんな中でも図書館の本を置いて、地域の中から関心を喚起するというような試みも先進的な都市でも始まっているという情報も得ております。そんなことも今後の図書館計画の中で検討いたしまして、最終的には5年を見通した中で、より地域というものを意識した中、まとめてまいりたいと考えております。

○福田委員長 ほか、いかがですか。

私はこれを読ませていただきまして、大変気高くというか崇高な理念のもとに、立川にふさわしいような総論であると思えました。これから3本の施策のもとに10本の基本方針、25の具体的な取組、進捗状況が気になる場所ですけれども、今年から5年間ですね。この1番から25番の中で本市の最も喫緊の課題とされているのは何番ですか。

図書館長、お願いします。

○小宮山図書館長 1つに絞るのもなかなか難しいところではございますが、図書館というと

ころでは2つほど挙げさせていただきたいと思いますが、1つは先ほど申しました情報発信といったところ、情報の拠点というところが第4次長期総合計画にも謳われておりますので、ここを外すわけにはまいりませんので、情報の発信というところを強調させていただきたいというのが1点ございます。

それから、今まで積み重ねてきました行政資料ですとか地域資料といったものが、かなり老朽化も含めて今後の保存というのが非常に重要になってくると思っております。そういった意味では、デジタルアーカイブと表現しておりますけれども、今までの資料をいかに確実に保存していくかといったことも図書館として求められていく大事な機能であると考えておりますので、この辺り、情報の発信と情報の保存といったところを強調してまいりたいと考えております。

○**福田委員長** 地域の情報拠点として、くらしに役立つ身近な図書館というのが基本理念になっております。今おっしゃったような内容を是非重点的に深めていただければありがたいと思います。情報拠点としての地域の図書館、皆さんがいそいそと尋ねお運びになれるような魅力ある図書館の施策をお願いしたいと思います。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは立川市第2次図書館基本計画の検討状況についての協議を終了します。

立川市第2次図書館基本計画の検討状況について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、協議(1)立川市第2次図書館基本計画の検討状況について、は承認されました。

◎協 議

(2) 立川市第3次子ども読書活動推進計画の検討状況について

○**福田委員長** 次に、協議(2)立川市第3次子ども読書活動推進計画の検討状況について、を協議します。

お手元の資料、立川市第3次子ども読書活動推進計画の検討状況等について及び冊子にまとめられております立川市第3次子ども読書活動推進計画(案)をご参照願います。

引き続き小宮山図書館長、ご説明等お願いいたします。

○**小宮山図書館長** それでは、鑑のほう、検討状況等につきまして、第3次子ども読書活動推進計画、現在の状況について、ご説明させていただきます。

1の検討委員会等の開催状況でございます。検討につきましては、立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会及び立川市図書館協議会で協議を行ってまいりました。庁内検討委員会につきましては、3回の作業部会、1回の検討委員会を開催しております。立川市図書館協議会につきましては、第19期の図書館協議会で計3回協議をしております。

2の検討委員会等の検討結果についてでございますが、別紙、立川市第3次子ども読書活動推進計画(案)をご覧ください。1ページ目から概略をご説明いたします。

1ページ目が第1章「計画策定の背景」でございます。1番、計画策定の経緯ということで、読書活動の効果、子ども読書活動推進に関する法律の制定等々、これまでの本市の子ども読書活動推進計画策定に至るまでの論拠というものを示しております。2ページ目、2番、本市子ども読書活動推進計画ということで、平成17年に第1次の計画を策定して、今回第3次の計画の策定ということになります。3番の本市長期総合計画及び基本計画でございますが、先ほどの図書館基本計画でご説明したとおり、個別計画全体の整合性を図る上で、これまでの総合計画の展開については省略するというので、後ほど削除する予定でございます。

3ページ目からは第2章「子どもの読書活動の状況」ということで、平成25年に小中学校の児童・生徒対象に行った読書アンケート、こちらのアンケート結果についてお示しております。簡単にご説明いたしますと、3ページ目の(1)読書傾向でございますが、子どもの読書離れの傾向というのが立川市においても中学生ではやや表れておりますけれども、ただ経年変化を見ますと改善の兆しが見られます。

5ページ目、2子どもの読書活動の推移と現状ということで、こちらもアンケート結果でございますが、読書冊数ですとか未読率、未読率というのは1ヵ月間に本を読んだ冊数が0冊といったことを未読率と称しておりますが、その状況について記しております。小学生につきましては読書習慣がかなり定着してきたのではないかと思います。中学生につきましては、平均的な読書冊数は全学年で増加しております。ただ、本を読まないという生徒も全体的に増えてきているということで、若干二極化の傾向にあるということをお示しております。

その後少し飛びますが9ページ目、学校図書館の利用状況につきましてもアンケート結果をお示しております。小学校の1年生から3年生では90%を超える利用状況、ただ、中学生につきましては、まだ学校図書館の利用水準は若干低い状況ということをお示しております。11ページ、12ページ目が市立図書館の利用状況でございますが、微増はしておりますが学年が上がるにつれて利用が少なくなるという傾向については変わっていないという状況を示しております。

13ページ、14ページ目が第3章、第2次計画の取組状況と課題についてお示しております。第2次計画につきましては4本の柱をお示しておりますので、それごとに取組状況と今後の課題をお示しました。1つ目の「学校と学校図書館の取組」ですが、取組状況といたしましては、朝読書の実施とか学校図書館支援指導員、協力員の配置、それから学校図書館システムの全小中学校への導入などが挙げられます。今後の課題といたしましては、これからの保護者、地域ボランティアなど、そういった様々な団体との連携強化が課題としてお示しております。

2つ目の柱、「地域や家庭の取組」でございますが、取組状況といたしましては、乳幼児のおはなし会ですとかブックスタート事業、乳幼児向け絵本パンフレットの配布等々が挙げられます。今後の課題といたしましては、これから親になる世代、いわゆるプレパパ、プレマ

マという表現を使っておりますが、これから親になる人たちに向けた取組を積極的に展開する必要があると示しております。

14 ページ目の3つ目の柱、「ボランティアの活動」でございます。取組状況といたしましては、継続的・定期的に行われている小学校でのおはなし会、読書ウィークでの講演会等が挙げられます。今後の課題といたしましては、図書館や読書活動に関わる様々なボランティア活動の機会、そういったものを拡大していく必要があるということを示しております。

4つ目の柱、「立川市図書館の取組」です。取組状況といたしましては、定例のおはなし会、ボランティア研修、図書館講座といったものの充実、小学校への団体貸出の拡充、基本図書リストの新規作成等々が挙げられます。今後の課題といたしましては、POP作成やビブリオバトル、これから子どもの興味関心を引くような様々な取組を組み合わせ、本を読まない子どもという表現になっておりますが、未読者への読書のきっかけづくりをしていく必要があるというところで示しております。

15、16 ページ目が第4章「本計画の基本的な考え方」です。計画の目的は、引き続き立川市の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書を行うことができるよう、市と市民が協働して子どもの読書環境の整備を進めていくことを目的といたします。2番の基本的な理念でございますが、デジタル媒体が子どもの世界でも普及してきておりますので、本を読むことの意味ですとか、紙の本の大切さ、今だからこそ読書の楽しさというものを伝えていく必要があるということを示しております。最終的な基本理念といたしましては、子どもの主体的な読書活動の推進ということで、「読書のたのしさをすべての子どもたちに」ということをお示しております。

17、18 ページ目が国や都の動向でございます。国につきましては現在、第3次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画が平成25年5月に策定されているところでございます。ここでの具体的な取組ということで、家庭、地域、学校、民間団体というようなカテゴリーでそれぞれ推進、支援を図るというような構成になっておりますので、この辺りも参考にさせていただいております。18 ページ目が東京都の動向でございます。東京都は現在、第三次東京都子供読書活動推進計画を今年の3月策定予定となっております。その中で目標といたしましては、不読者率、未読者率と同じことですが、不読者率のさらなる改善、読書の質の向上、読書環境の整備というこの3つを目標として掲げております。

19、20 ページ目ですが、計画の位置づけと体系ということで第4次長期総合計画の前期基本計画に基づく個別計画としてお示しております。それから、本計画と図書館基本計画との関係性につきましても、こちらでお示しております。先ほどの計画のところでも説明したとおりでございます。計画の対象ですが、子どもということで、おおむね0歳から18歳以下を対象とした計画としております。計画の期間は平成27年度からの5年間としております。20 ページに計画の体系といたしまして、今後5年間を見通した4本の「施策の柱」を掲げまして、7つの基本事業及び22の事業を展開する旨を記載しております。

21 ページ目以降が第5章「計画体系図と具体的な取組」になります。22 ページ目からずっ

と個別の説明になりますが今回は省略させていただきます、21 ページの体系図をご覧ください。東京都あるいは国の計画を踏まえまして、今回の立川市の計画につきましても4本の柱をそれぞれ子どもの成長過程に合わせまして、1つ目が「家庭や地域での取組」、2つ目に「学校と学校図書館の取組」、3つ目に「立川市図書館の取組」という順番で構成いたしました。そして4つ目に「ハンディキャップ等をもつ子どもたちへの取組」という項目を新たに追加しております。また、市長部局のほうからも、今調整中でございますが「ハンディキャップ等をもつ」という表現につきまして、障害、福祉部門と今調整しております、「ハンディキャップ等のある子どもたちへの取組」という表現に変更する予定でございます。このような構成で今回の計画の策定を進めているところでございます。

22の具体的な事業を挙げておりますが、この中で特に11番の学校図書館の活用推進、13番、学校図書館支援体制の構築、16番、未読者への読書のきっかけづくり、18番、学校や学校図書館への啓発活動、この辺りが前回からの課題も受けた形で非常に重い、重要な取組項目だと位置づけているところでございます。これらの取組が21ページ目の下にお示ししましたとおり、第2次図書館基本計画で包括的に管理するという位置づけになっております。

お手元、鑑の紙に戻っていただきまして、今後の計画策定スケジュールでございますが、教育委員会等での協議、市議会、パブリックコメント等々につきましては、先ほどの図書館協議会と同じスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございました。立川市第3次子ども読書活動推進計画の検討状況についての説明を終了します。立川市第3次子ども読書活動推進計画の策定のために検討委員会等で協議また検討した結果に基づく計画（案）及び今後の計画策定スケジュールでございます。大変詳細な資料のもとに、ご丁寧な説明をいただきました。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

田中委員、お願いします。

○**田中委員** 小宮山図書館長、どうもありがとうございました。この立川市第3次子ども読書活動推進計画について、ご承知のように49ページにわたって詳細に書かれています。一つ一つ事前に拝見して、よくここまで努力され、まとめられたことについて小宮山図書館長はじめ関係の皆さんに心から感謝申し上げます。この推進計画の中で、43の事業にわたって詳細に書かれています。1番目は、プレママ・パパ、新米ママ・パパの支援、の事業から始まりまして、43番目の、外国語を母国語とする子どもへの読書活動の支援、ということで非常に丁寧に今後の取組状況について書かれていますので、感心いたしました。

私はこの中で、これだけ丁寧にさされていながら、当市に限らずこれは全国的な傾向でありますけれども、本を読む子とそうでない子の二極化が進んでいる、これは様々な要因があることは承知しているわけですが、この二極化を解消する意味で私は1つの提案を申し上げたいと思っています。今後は検討委員会あるいは図書館協議会等で逐一協議されるわけですが、その中で是非今後の検討の俎上にあげていただけたらありがたいと思います。

のは、結論から申し上げますと、幼児期の子どもたちを対象にした保護者の方々の読書感想発表会あるいは読書発表コンクールのようなものです。あと、当市の小中学生を対象にした児童・生徒の読書感想文、これを例えばR I S U R Uホールで年1回ぐらい開催してはどうかということを提案申し上げたいと思います。

○**福田委員長** 田中委員から啓発活動の中で読書コンクールのご提案がございましたけれども、図書館長お願いします。

○**小宮山図書館長** ありがとうございます。この二極化傾向というものへの対策というのは、正直、非常に難しいと考えていたところで、貴重なアイデアといえますかご意見を頂戴いたしましてありがたく思っております。是非、今いただいたご意見を前向きに協議いたしまして、この後また図書館協議会も今月末にございますので、その中でもご提案いただいた内容につきましてご説明したいと思っておりますし、学校、指導課や学務課等々の関係部署と協議をさせていただいて、実現に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

○**福田委員長** ほか、ございますか。

私は、読書というのは学力向上の大きな要因の一つと捉えています。もちろん読解力とか語彙力とか、よく言われる表現、判断とか、そういう学力を構成する様々な力、豊かにするだけではない生きる力を培う重要なものであると捉えています。特に先人のすぐれた人たちの考えを知ったり、そこから自分の考えを組み立てていくというような表現力といえますか創造力を豊かにするのではないかと思います。

また、4 ページを見て気がかりですけれども、小学校と中学校の読書をする子どもたちの調査が出ていますけれども、小学校で培ってきた望ましい読書習慣が中学校では減少傾向にあって、要するに年を追うごとに減少しているわけです。この要因は何なんですか。泉澤指導課長、いかがですか。

○**泉澤指導課長** 細かい調査等を行ってはいないですけれども、子どもたちが放課後やそれ以降の時間の使い方というところで、小学生と傾向が変わってきております。具体的に、部活動を行うようになりますし、その他習い事等の時間も小学生に比べて長い時間になりますので、子どもたちが読書に向かう全体的な時間がそうしたところに使われていくようになっていく辺りが1つの原因かと思えます。そうしたこともありまして、朝学習や学校の休み時間等を活用した子どもたちが読書に取り組むような取組が、やはり引き続き必要だと考えているところでございます。

○**福田委員長** 確かに中学校に進学すると同時に、部活動や学習塾等で生活時間が変化してきたということに対する影響もあろうと思えます。と同時に、スマートフォンとか様々なデジタル的な情報媒体の普及です。中学生の半分の子どもが持っているということでございますけれども、だからこそ活字に親しむといえますか、読書の楽しさというか、これをやはり学校教育の中のどこかで味わうような、特に小学校で培ってきた生活習慣、読書習慣を活かしたいと考えていますけれども、是非その辺のご努力をお願いしたいと思います。

もう1点、13 ページに学校図書館の活性化を図るために支援指導員を配置されていますけ

れども、中学校には、小学校もそうですけれども司書教諭が配置されています。この司書教諭というのは様々な職務内容があるかと思いますが、時数軽減はしているのですか。

もう1点は、同時に中学校に司書の配置というのはお考えではないでしょうか。

○**泉澤指導課長** まず1点目でございますけれども、司書の資格を保有している教員は、基準としては12学級以上の学校に配置するというところで東京都に配慮していただいていますので、そうした意味で12学級以上は必ず司書教諭の資格を有している教員がおります。また、12学級を下回る学校におきましても、司書教諭の資格を持っている教員はおりますので、基本的にそうした意味では配置ができていると考えています。若干でございますが時数的な配慮も都のほうで認められております。

司書の配置でございますけれども、こちらについては現段階で市として司書を別途配置するというところはできていない状況です。ご案内のとおり、支援員等を小学校に配置しているところでありまして、また今後、中学校についても巡回方式で平成27年度は配置するというところで対応していこうと考えているところでございます。

○**福田委員長** ほか、田中委員、お願いします。

○**田中委員** 泉澤指導課長にお尋ねします。18ページの主な取組の中で小・中学生、この中で、目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書で「気に入ったフレーズ」等を伝える機会を設ける取組や、中学生が小学校や幼稚園で読み聞かせを行う等の異年齢・校種間の交流等を進めていけるよう区市町村を支援していく、こういう第三次東京都子供読書活動推進計画(案)が示されるわけですが、これに伴って質問があります。当市の小中学校で朝読書を行っていますが、この朝読書についてはモジュールで行っているのですかということです。モジュールでもし行っていれば教育課程編成の時間の中に入りますから、学習活動にカウントされているのかどうかというのが質問の1点目です。

2点目として、朝読書をした後で、気に入ったフレーズを含めての感想、または中学生が小学校や幼稚園で読み聞かせを行ったときの感想を、各学校でなんとかまとめて1冊の冊子にしながら、当該校で学び合うということが必要ではないでしょうか。つまり年齢が近いのですから、お互い子ども同士で啓発する力というのは相当大きいです。すなわち図書館だけの働きかけではなかなか二極化の解消にはつながらないと思うので、今私が申し上げた朝読書を通して、小中学生の連携あるいは幼稚園での読み聞かせ等について、一つの形として、予算の関係もあるでしょうから各学校で検討していただいて、お互いにそこから学び合って、読書人口を広げていく、そんな取組を提案申し上げます。ご検討ください。よろしくをお願いします。

○**福田委員長** 泉澤指導課長、今のご提案に対してはいかがですか。

○**泉澤指導課長** まず1点目の朝学習をモジュールで実施しているのかというところですが、これはモジュールでは実施しておりません。教育課程外と言いますか、授業外の時間の中で朝読書を実施していただいているところでございます。

2点目のところで、ご指摘のとおりだと考えております。ただ現状として、感想をまとめ

たりとか、小学校に読み聞かせに行ったりという取組は、把握している範囲では行われていないと理解しておりますので、今後小中連携の取組の一つとして実施できるかどうかは検討していきたいと思っております。小学生、中学生の学校での時間を考えますと、日常的に読み聞かせに行かせるということは難しいので、何らかのカリキュラムの中で、そうした時間がないものかという視点で検討せざるを得ないかという感想は持っておりますけれども、今後小中連携を進めるにあたってのいい切り口だと思っておりますので、ご提案を受けて、また検討してまいりたいと考えております。

○福田委員長 いかがですか。

○田中委員 よろしくをお願いします。

○福田委員長 授業時数にはカウントはできないわけですか。

○泉澤指導課長 はい。

○福田委員長 それはしっかりとわきまえてお願いしたいと思えます。

26 ページの学校・学校図書館の活性化の中の 13 番に図書館利用指導のことが載っていますが、各学校それぞれ中学校については、学校図書館利用に関するオリエンテーションは計画的に行って、その中で 27 ページにあるような読書指導の全体計画というのを生徒にお示しはしているのでしょうか。泉澤指導課長、いかがですか。

○泉澤指導課長 オリエンテーションというところ、十分かというとなかなかそこまでは言い切れないかもしれませんが、入学段階でそうした指導が行われているというところですね。全体計画についてはまだまだ課題がありますので、今後こうした計画を踏まえながら、こちらとしてもより内容が充実していくようにしてまいりたいと考えています。

○福田委員長 全体計画は新規の計画でございますので、是非それぞれ学校差のないように、各校のそれぞれの特色を活かした読書全体計画を策定いただいて、生徒には読書ノートをつくるなり様々な工夫したやり方があると思います。そういう中で読書感想文だけ「書いてきて下さい」と言ってもトップダウンではなかなか厳しい面もあるかと思えますけれども、是非子どもたちの読書意欲を養うような啓発、指導等をお願い申し上げます。

はい、田中委員。

○田中委員 今、福田委員長から非常に重要なお話がありましたが、それに対してもう 1 つ付け加えたいと思えますが、これもまた検討願いたいのですが、これまで小中学校でも読書について熱心に取り組んでいますけれども、「本を読みなさい、朝読書がんばろう」あるいは「読書旬間だから、調べ学習だから」、そうやって児童生徒を励ましながら行っています。今の働きかけは相当大きな力になっているのですが、残念ながら子どもたちは明確な計画の中の指標がありません。何を言わんとしているのかといいますと、小学校の低学年ならばこの段階まで、中学年、高学年ならこの段階まで、中学校であればこの段階までと具体的な読書の指標、目標がないと、ただ「読みなさい」、「読もう」と言っても、なかなかこれは難しい、そういう点で、福田委員長がおっしゃった指導計画の中に、そういうものは各学校で本当はお作りになっていただきたいというのが私の 1 つの提案でございます。

これは特段、教育委員会がこうではなくて、各学校の、地域の、児童生徒の現状、実態がありますから、それに即応した読書の、中学校であれば低、中、高、小学校であれば1年生から6年生まで、ここまでを読書で頑張ろう、そういう具体的な指標を計画の中に盛り込んでいくと子どもたちはそれに向かって挑戦意欲をもって努力するのではないか。結果的にそれを通して子どもに読書意欲が高まり、また、先ほど福田委員長がおっしゃった学力向上につながっていく、ひいては豊かな心を育てていくことになり、同時に立川市の教育目標である「確かな力 やさしい心 個を輝かせ 社会のために」、それに直結すると私は確信していますので、今後ご検討をよろしくお願いいたします。

○福田委員長 ご要望でございます。

ほか、ございませんか。平山委員。

○平山委員 田中委員の発言に一部関連するんですけども、学校図書館の利用についてですが、今、様々な調べ学習等を通して子どもたちが本に触れあう機会が非常に増えているというのは実感しております。私も学校の図書館環境の整備というところでお手伝いをさせていただいていることもあるんですけども、その中で時間割の中で図書というところがありまして、図書室に来て子どもたちが読書をするという時間が設けられておりますが、子どもたちの中には娯楽性の強い、読み物ではない本を手取るという場面が非常に多く見受けられます。先生の中には、本当の数名なのですが図書の時間にテストの採点をしていたりということがありますので、その子どもたちにあった本をアドバイスやこういう本をできたら読んだらと、先ほど田中委員のお話にもありました学年にあった読み物を指導していただくという図書の時間の充実というところを目指していただけたらと感じております。

○福田委員長 泉澤指導課長、いかがですか。

○泉澤指導課長 委員ご指摘の点は課題であるという認識を私どもも持っております。引き続いて、しっかりと狙いをもって、指導計画に基づいて指導できるような形で各学校の図書の時間が実施されますように、改めて各学校を指導するとともに、支援してまいりたいと考えております。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございます。立川市第3次子ども読書活動推進計画の検討状況についての協議を終了します。

立川市第3次子ども読書活動推進計画の検討状況についてお諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、協議(2) 立川市第3次子ども読書活動推進計画の検討状況について、は承認されました。

◎協 議

(3) 他市図書館との相互連携の拡大について

○福田委員長 次に協議(3) 他市図書館との相互連携の拡大について、を協議します。

お手元の資料、他市図書館との相互連携の拡大についてをご参照願います。

引き続き小宮山図書館長、ご説明等お願いいたします。

○小宮山図書館長 それでは、他市図書館との相互連携の拡大について、ご説明いたします。

現在は平成26年2月に国立市図書館と初の相互連携を開始して、その後、昨年5月から昭島市及び武蔵村山市の図書館とそれぞれ相互連携を実施しておりまして、現在、立川市民と3市の市民がお互いの図書館が利用可能となっている状況でございます。現在の利用状況も、大きな混乱もなく良好に推移しておりまして、利用者にも好評ということで一定の成果が見られると考えております。

この状況を踏まえまして、国分寺市及び東大和市の2市につきましても相互連携の実施に向けて調整を行っているところでございます。連携にあたりましては、実施済みの3市と同様に、適切な利用範囲というものを設定いたしまして実施してまいりたいと考えております。両市とも、3月末頃の協定締結、それから6月から7月頃に連携開始ということを目指して協議を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○福田委員長 ありがとうございます。他市図書館との相互連携の拡大についての説明を終了します。現在、国立市及び昭島市、さらに武蔵村山市と協定提携のもとに相互連携を図っています。今後、国分寺市及び東大和市とも連携を拡大したいということでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、小宮山図書館長から、現在行っている他市の3館と新たに今度は国分寺市と東村山市と、これについては私もうれしいという思いでいっぱいです。と言いますのは、当館以外で他市との連携拡大がこれで5館です。これを通して何が大きな成果かということで館長からお話がありましたように、利用状況が拡大しているとともに読者の方に非常に好評であると伺っております。こういう他市の図書館とのコラボレーションが大きく読者の拡大につながっているということ、他市図書館とのコラボレーションによって新たな市民サービスとして拡大していくんだらうと思います。

そういう点で引き続き市民サービス向上のために、他市図書館と円滑なコラボレーションを進めながら、ご努力いただきたいことをお願い申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、他市図書館との相互連携の拡大についての協議を終了します。

他市図書館との相互連携の拡大について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって協議(3)他市図書館との相互連携の拡大については承認されました。

1つ私から館長にお願いですけれども、2020年東京五輪の開催が、関心が都民の中でも高まっていると思いますし、都教委はオリンピック教育の推進を押し出しておりますけれども、是非、図書館内にオリンピック関係の資料コーナーといたしますか、1964年、昭和39年が東京オリンピックでしたけれども、私は高校生だったんですけれども、その当時の資料含めて直近のものでできればロンドンオリンピックまでの資料や、立川市からオリンピックに選ばれた選手がいます。是非そういうコーナーを設けて、子どもたちや市民の皆さんに啓発をしていただければありがたいと思います。私からのたつてのお願いですけれども、もちろんそれは図書館のほうでお考えいただければ結構でございます。

○福田委員長 はい、田中委員。

○田中委員 今、福田委員長から大事な提案がありました。もう1つお願いしたいのは、2020年東京オリンピックを迎えるにあたって各学校がどういう取組をしているかといいますと、海外の方がいらしたときに、児童・生徒がそういう方々にどうもてなしができるかということで、小学校は英語活動、中学校は英語教育に非常に力を入れています。そこでのマナーあるいは日常会話、お礼の申し上げ方、そういうことに一生懸命取り組んでいますが、いかにせん図書館の中、学校図書館をご覧になってお分かりのように、極めてその関係の本が少ないです。ですから東京オリンピックの立地的な貴重なものと同時に、英語活動あるいは英語教育に資するようなそういう本と一緒に揃えていただけると、きっと当市の児童・生徒も是非読みたいと、そういうふうになるのではないかと期待しておりますので、どうぞご検討下さい。よろしく願いいたします。

◎協 議

(4) 小・中学校の卒業式、入学式の告辞(案)について

○福田委員長 次に、協議(4)小・中学校の卒業式、入学式の告辞(案)について、を協議します。

お手元の資料、小・中学校の卒業式、入学式の告辞をご参照願います。

大石学務課長、ご説明等お願いいたします。

○大石学務課長 小学校、中学校の卒業式、入学式に係る告辞文案でございますが、こちらは昨年度の告辞文章をもとに、今年度の特色ある内容を盛り込んだ形で作成しております。

それでは個々の告辞文につきましてポイントをご説明申し上げますが、文中で線を引いてあります部分は追加で修正させていただいた部分でございます。

まず小学校の卒業式をご覧ください。全体的に教育委員会の教育目標の内容を踏まえての文章構成を心掛けておりますが、今回の告辞におきましては、1ページ目の後段の部分で、昨年秋に大きな話題となりました日本人科学者のノーベル物理学賞受賞からの引用を行いま

して、卒業生に目標を立てて頑張ることの具体的な励ましという形を行っております。それとあわせて、感謝の気持ちの大切さですとか、中学生になることに向けての心構えといったことをお伝えする内容となっております。

続きまして小学校入学式の告辞文案をご覧ください。こちらは、幼稚園や保育園を卒園したばかりという年齢の児童が対象となりますので、文章はできるだけ平易に分かりやすく、語りかける内容となっております。この年齢のお子さんにはまだ社会状況をもとにした文章というのは大変難しいところがございますので、概ね昨年度と同様、学校生活に楽しく入ってもらうことを意図した告辞文案となっております。

続きまして、中学校の卒業式告辞文案をご覧ください。卒業生への呼びかけは、今後広く社会との関わりをもっていく生徒に向けて、社会的な関心が高い話題を取り入れて作成しております。具体的には、ここにございますように、プロテニスの錦織圭選手やアイススケートの羽生結弦選手の活躍といったことと、小学校の卒業式にもございましたが、日本人科学者のノーベル物理学賞受賞の話題を引用して、目標に向かって努力することや社会貢献の大切さ、こういったことをお伝えする内容となっております。

最後に中学校の入学式でございます。ここでは先ほどもお話がございました2020年の東京オリンピック・パラリンピックの話題を盛り込みまして、1ページの中ほどにございますとおり、広い視野と国際感覚への意識啓発を行うようにしております。また、立川市で育つ子どもたちとして、地元、地域を大切にすること意識していただく内容も盛り込まれた形となっております。

以上で説明を終了させていただきますが、改めて告辞文の内容につきましてのご協議をよろしく願いいたします。本日ご協議をお願いいたしまして、この結果のご意見をまたいただいた中で、次回、議案として出させていただきますと考えております。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございます。小・中学校の卒業式、入学式の告辞（案）についての説明を終了いたします。今回、委員の皆様からは本日ご提示いただいた告辞（案）をもとにご意見をいただき、次回、最終的に決定したいということでございます。

それでは、これより質疑及び協議に移ります。まず直近の卒業式より協議いたします。小学校の卒業式の告辞（案）についてのご意見等お願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 今、大石学務課長から小・中学校の告辞文についてご説明がありました。年々告辞文として適正な表記また時期を考えた話題性をきちんと盛り込みながら、格調高い告辞文であるということでお礼を申し上げます。その上で、福田委員長から卒業式の関係ということでお話がありました。4点にわたって修正をお願いしたところですが、それについて丁寧に取り扱っていただいております。小学校の卒業式の告辞文の中で、1枚目の後ろから3行目、青色LED、この文字が疲れているのでしょうか少し下を向いています。それを右のほうに少し起こしていただければと思っております。

中学校も同じです。そうするとより格調の高い告辞文になるのではないかと考えておりま

すので、よろしく願いいたします。

○福田委員長 小学校、中学校ともに、青色LEDのLEDを縦書きにお願いしたいということ
とです。これは技術的には可能ですね。

○大石学務課長 はい。

○福田委員長 ほか、小学校卒業式告辞(案)についてのご意見はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 次に、中学校卒業式告辞(案)についてのご意見等お願いします。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 中学校の卒業式のところでは2枚目のところの4行目あたりから、「彼らに共通する」というところの最後、「困難を乗り越え、研究を」を「困難を乗り越え地道な努力を」に変更していただければと思います。

○福田委員長 文言の追加要請でございます。ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、次に小学校の入学式の告辞案についてのご意見を
お願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございます。次に中学校の入学式の告辞案について、ご意見等願
いいたします。伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 中学校の入学式告辞では、7行目のところ、「世界平和を願う祭典、国際社会の友
和の象徴」ということですが、この「友和」という字が、ワードで変換すると「友和」
とこれが出てくることはありますけれど、広辞苑にはこの「友和」はないんです。字の問題
で、2種類の「ゆうわ」はあるんですがこの友和はないので、もう一度検討していただいて
「友和」というのはこれでいいかどうかお考えください。

○福田委員長 「友和」の文言だけもう一度ご検討願います。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございます。小・中学校の卒業式、入学式の告辞(案)について、
の協議を終了します。小・中学校の卒業式、入学式の告辞(案)につきましては、ここで
諮りするのではなくて、再度、次回ご提案願います。

それでは、これをもって協議(4)小・中学校の卒業式、入学式の告辞(案)について、終
了いたします。

◎報 告

(1) 教育委員会制度の改革について

○福田委員長 次に、報告に入ります。

報告(1)教育委員会制度の改革についての報告でございます。

お手元の資料、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正のポイント等についてをご参照願います。

栗原教育総務課長、ご説明等お願いいたします。

○栗原教育総務課長 それでは、資料としましては、今、委員長からご説明がありました法律改正のポイントの資料をご覧ください。

法律につきましては、昨年、平成26年に法改正されまして、今年平成27年4月1日から改正法が施行されることとなります。幾つかポイントがありますので、そのポイントについて、ご説明いたします。

まず、《ポイント1：新「教育長」の設置》ということでございます。

現行の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を置くことでございます。

○の3番目をご覧ください。新「教育長」は、議会同意を得て、市長が直接任命し、任期は3年となります。現行は教育長につきましても教育委員として議会の同意を得て、その後、教育委員会の中で指名という形になりますが、今後は直接議会で指名されるという形となります。○の5番目でございます。新「教育長」は教育委員会の構成員となり、かつ代表者となることから、その代理は教育委員会事務局職員の中からではなく、委員の中から選任する、という形になります。現在、委員長職務代理者ということで教育委員を指名しておりますが、新「教育長」が設置された以後は教育長の職務代理者を教育委員の中から選任する形となります。ただ、○の6番目でございますが、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能とされております。

※の1番目でございます。ここも変化のところでございますが、新「教育長」は教育委員会の構成員であるが、委員ではなくなるということです。現行は、教育委員は5人でございます。新「教育長」を設置した後は教育長と4人の教育委員という形になります。ここは大きく変わることとなります。それとともに、※の2番目でございますが、新「教育長」は特別職の扱いとなります。

○の7番目でございます。「改正法施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職する。」その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。現在の教育長の任期は平成28年11月20日までとなります。一番下の○でございます。新「教育長」が任命された時点で、委員長は失職となりますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職する形となります。

《ポイント2：法改正後の教育委員会の位置づけ》でございます。さらに会議の透明化を図ることでございます。

○の1番目でございますが、教育委員会は、引き続き独立した行政機関でございます。委員の任期につきましては現行と同様4年となります。2番目でございます。教育委員会と首長の職務権限に変更はございません。3番目でございますが、教育委員の定数の3分の1以上から会議の招集の請求があった場合には、遅滞なく、これを招集しなければならないこと

としています。○の7番目ですが、法施行の日から4年を経過するまでの間、これは平成31年3月31日までになります、任命された委員の任期は改正法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で市長が定めることができます。現在は教育委員は4年の任期となっておりますが、一つの年に複数名の教育委員の変更がないように、こういった取り扱いをすることも可能となっております。

《ポイント3：首長（市長）の権限の強化》でございます。

そのうちの1つ目が総合教育会議の設置でございます。○の1つ目でございます。市長は、総合教育会議を設置し、招集する形となります。また、教育委員会からも協議する必要がある場合は、総合教育会議の招集を求めることができるということでございます。ここは必ず開くということではなくて、求めることができるということになります。○の2番目、この総合教育会議の構成員でございます。市長と教育委員会でございます。ただ、必要に応じて関係者や学識経験者の意見を聴くことも可能となっております。3 ページ目、一番上の○でございますが、総合教育会議においてどのようなことを協議・調整をするかにつきまして①は教育施策の大綱、②は教育の諸条件、環境のことでございます。③が緊急事態のことについて協議・調整をする場が総合教育会議となります。○の上から3番目でございます。総合教育会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重することとなります。

※の1番目でございます。立川市においては、現在、教育委員会と市長部局含めて総合教育会議のことについて調整を図っているところでございます。平成27年4月に設置予定でございますが、実際の会議自体は今後日程調整を図った中で改正をしていきたいと考えております。会議の事務局につきましては、あくまでも総合教育会議は市長が会議を開くという形になりますので、市長部局の総合政策部企画政策課が担当する予定となっております。総合教育会議につきましては、平成27年度につきましてはこの後ご説明をいたしますが、大綱等の決定もございますので、年3回ほどの開催を予定しているところでございます。

(2)教育施策の大綱の策定でございます。○の1番目でございますが、市長と教育委員会が協議・調整の上、市長が教育施策の大綱を策定することとなります。○の4番目、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではございません。○の最後です。この大綱の期間ですが、4年～5年を想定しております。最後のページをご覧ください。大綱の主たる記載事項でございますが、これは国が必ずこうしなければいけないと決めているものではございません。各地方公共団体に委ねられておりますが、学校の耐震化、学校施設の整備に関すること、学校の統廃合であるとか、学校以外の幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、あとは予算等、首長の権限にかかることについて、そういったものを定めることが主たる記載事項となります。また7番目、この大綱でございますが、下から3行目、首長が、総合教育会議において教育委

員会と協議・調整し、例えば教育振興基本計画であるとか、そういったものを大綱にあてるといことで判断した場合は、大綱ではなくてこのような計画をあてるといことも可能となっております。

最後、条例等の改正でございます。改正法の施行に伴って、市や教育委員会の条例・規則などについても、幾つかの条例・規則が改正が必要となります。改正の時期につきましては、現在内部で調整しておりますが、新「教育長」の任命に併せて行方市長部局また文書法政部局と調整をしているところでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。教育委員会制度の改革についての報告を終了します。

これより質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○**田中委員** いよいよ新しい教育委員会制度が4月1日をもってスタートする、そういう実感をもって説明を伺っておりました。私から1点確認と、あと1点はもう少し具体的な説明をお願いしたいといことでお尋ねいたします。

1つは、新「教育長」については、4月1日をもって新制度に則って施行されるわけですが、先ほど栗原教育総務課長から説明がありましたように、現教育長の任期までが教育長という名称であって、それまでは教育委員長も同様とする、そういう説明であったかと思ひますが、それはそのように受け止めてよろしいでしょうか。つまり当市の場合ですと小町教育長については平成28年11月まで任期があるわけだす。そうなりますと、それまで新「教育長」でなくて教育長、それに伴って教育委員長もそのままの名称で扱われると理解してよろしいでしょうか、それが1点だす。

あとお伺ひしたいことの中で2ページのところだす。ポイント2の一番下のところで、改正法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で市長が定めることができる、とあります。これについてももう少し具体的に事例を挙げて説明いただけると理解が深まりますが、よろしくお伺ひいたします。

○**福田委員長** 2点のご質問でございますけれども、栗原教育総務課長、お伺ひいたします。

○**栗原教育総務課長** 1点目が、新「教育長」への移行の時期といことでございますが、現在の教育長の任期まで教育委員長と教育長が併存するといことが書かれておりましたが、これは一般的にといことでございます。立川市では今現在、そこまで現制度でいかどうかといことはまだ決定はしておりませんので、これについては任期の途中でといことの可能性もちろんあるわけでございます。ただ、今それについての取扱いについては、現在では未定の状態だす。

2点目でございます。この27年4月1日から4年間の教育委員の任期でございます。先ほど補足的に説明しましましたが、現行は教育委員の任期は4年でございます。ただ、立川市では委員2名ずつが同一の年に任期を迎えます。今後4年の任期を設定するとまた同じ時期に2

人の方が交替になるということでございますので、4年の間で各年で1人ずつ委員が替わるように、任期を4年ではなくて短くした中で任期を設定することができるという、これもできる規定でございます。必ず全ての地方公共団体で任期をずらさなければいけないということではございませんが、こういった取り扱いをすることができるということでございますので、これについても今後この任期につきまして、市長はじめ市長部局とも調整をした中で、この取り扱いを適用するかどうかは検討してまいりたいと考えています。

○福田委員長 今後また検討するというので、確定ではないということですか。

○栗原教育総務課長 そういうことでございます。

○福田委員長 田中委員、いかがですか。

○田中委員 はい、承知しました。

○福田委員長 ほか、ございますか

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございます。教育委員会制度の改革についての質疑及び報告を終了いたします。

○福田委員長 次に、4その他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ないようでございますので、冒頭でご承認をいただきました1議案に戻り、議案(1)議案第1号、平成27年度立川市立小中学校校長候補者の内申について及び議案(2)議案第2号、平成27年度立川市立小中学校副校長候補者の内申について、を協議します。

暫時休憩とします。

午後 3時15分休憩

午後 3時17分再開

◎閉会の辞

○福田委員長 次回の日程確認を行います。次回、平成 27 年第 4 回立川市教育委員会定例会を平成 27 年 2 月 25 日木曜日、午後 1 時 30 より、302 会議室にて開催いたします。

以上で、平成 27 年第 3 回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 5 3 分

署名委員

.....

委員長